



## 税務情報

### 国税庁 — 新型コロナウイルス感染症に関するFAQの更新（職域接種に関する設問の追加）

国税庁は7月2日、「[国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ](#)」を更新しました。

このFAQは、新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱いをQ&A形式で網羅的に解説するもので、2020年3月25日に公表されて以来たびたび更新されています。

今回は、6月21日から新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの職域接種が開始されたことを受け、「5 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係」に以下の4つのQ&Aが追加されました。

#### 《職域接種について》

- 職域接種とは、ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図るため、企業や大学等（以下、企業等）において職域（学校等を含みます。）単位でのワクチン接種を行うものです。
- 予防接種法に基づき、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村（特別区を含みます。）において実施するものであり、集合契約により市町村と委託契約を結んだ医療機関が、職域単位でのワクチン接種を実施します。
- 実施形態には以下の3つがあります。
  - 【形態 1】 企業内診療所等が実施（委託契約者：企業又は企業内診療所等）
  - 【形態 2】 外部の医療機関が企業等に出張して実施（委託契約者：医療機関）
  - 【形態 3】 被接種者が外部の医療機関に出向いて実施（委託契約者：医療機関）
- 接種に係る費用は国により負担されます（接種1回あたり原則として2,070円（税抜き））。

## ■ 法人税に関する取扱い

### 問 3-2 ワクチンの職域接種に係る会場準備費用の負担を求めない場合の取扱い

たとえば上記の【形態 1】の場合、企業が職域接種を実施する際に生じる会場準備費用（接種会場の使用料・設営費用（備品のリース費用を含みます。）、医師・看護師等の派遣費用等）を含むワクチン接種事業に係る受託業務の実施に必要な費用が、市町村から受けるその委託に係る対価（原則として 2,070 円（税抜き）×接種実施回数（以下同じ。））を上回ることが想定されます。また、【形態 2】の場合においても、企業から依頼を受けた外部の医療機関において生ずるワクチン接種事業に係る受託業務の実施に必要な費用が、市町村から委託を受けるその委託に係る対価を上回る場合等には、企業と医療機関の契約内容により、企業に会場準備費用などの負担が生ずる可能性があります。

この Q&A では、企業が自社の従業員等（企業の役員、従業員及びこれらの者と同居する親族でワクチン接種を希望する者）のみならず、関連会社の従業員等や取引先の従業員等もその職域接種の対象者とし、その企業が負担した上記の費用の額について関連会社や取引先に負担を求めない場合に、上記の費用の額の全部又は一部が法人税法上の寄附金の額又は交際費等の額に該当するか否かについて、以下のように解説しています。

- 上記の費用負担は、自社の従業員等のほか、関連会社及び取引先の従業員等もワクチン接種を受けることで、社内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が防止され、企業の今後の業務遂行上の著しい支障の発生防止のため、つまり、企業の業務遂行に必要な費用の負担と考えられる。
- したがって、関連会社や取引先に費用の負担を求めないとしても、その費用は法人税法上の寄附金又は交際費等には該当しないと考えられる。
- なお、職域接種の対象に、接種会場の近隣住民で希望する者を追加する場合であっても、上記の取扱いが変わるものではない。

## ■ 所得税に関する取扱い

### 問 9-6 ワクチンの職域接種により接種を受けた者の所得税の課税関係

企業が負担した職域接種の会場準備費用に関しては、ワクチン接種を受けた自社の役員・従業員に対する給与として課税する必要はなく、また、ワクチン接種を受けたこれら以外の者（自社の役員・従業員の同居親族、関連会社・取引先の従業員等及び接種会場の近隣住民）の所得税の課税対象とはならない旨が示されています。

### 問 9-7 ワクチンの職域接種に係る接種会場までの交通費の取扱い

企業がワクチン接種を受ける自社の役員及び従業員に支給した職域接種会場までの交通費は、その接種会場への交通費として相当な額であれば非課税として差し支えない旨が示されています。

### 問 9-8 ワクチンの職域接種に係るデジタルワクチン接種証明書の取得費用の取 扱い

企業が負担した自社の役員及び従業員に係るデジタルワクチン接種証明書の取得費用は、その交付を受けることが企業の業務遂行上必要であると認められる場合には、その取得費用の負担は自社の役員・従業員に対する給与に該当しない旨が示されています。

**KPMG 税理士法人**  
info-tax@jp.kpmg.com  
home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.